



平成 20 年 11 月 21 日

各位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代 表 者 取締役社長 依田 誠
(コード番号 6674 東証第一部・大証第一部)
問合せ先 執行役員 広報室長 西田 啓
(TEL.075-312-1214)

大阪証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件について、平成 20 年 11 月 7 日付けで、大阪証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでご報告いたします。

別添書類：改善報告書

以上

改善報告書

平成 20 年 11 月 21 日

株式会社 大阪証券取引所

取締役社長 米田 道生 殿

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

代表取締役社長 依田 誠



このたびの当社子会社による不適切な取引の件について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

第 1 経緯

1. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

(1) 過年度決算短信等を訂正すべき事由の認識と外部調査委員会の設置

本年 7 月下旬、当社の社内会議において、当社の 100%子会社であり、照明関連器具の製造、販売を業とする株式会社 ジーエス・ユアサ ライティング(以下「GYL」といいます。)千葉営業所の売上金額が事業規模に比べて大きく、かつ売掛金延滞月数の長期化傾向に改善がみられない旨の指摘がなされたため、当社は、GYL 千葉営業所の事業内容についての調査を開始しました。そして、かかる調査により、本年 8 月、GYL 千葉営業所で計上された売上金額のうち、実体を伴わない疑いのある取引にかかわるものがあることが確認されたため、更に調査を行った結果、同営業所において、少なくとも平成 16 年 4 月から平成 20 年 7 月までの間、複数の取引先との間で取引実体を伴わない売上げ及び仕入れを計上する、いわゆる循環取引(以下「本件取引」といいます。)が行われていることが判明しました。

当社は、本件取引の存在を確認した直後の本年 9 月 19 日、本件取引の迅速な解明、当社の業績におよぼす影響、経営責任、及び関係者の処分を含む再発防止策の策定につき的確な提言を受けることなどを目的として、弁護士及び公認会計士によって構成される外部調査委員会を設置しました。なお、本件取引が当社の過年度決算等に及ぼす影響等の調査については、その作業の膨大さに鑑み、当社において、外部調査委員会委員の公認会計士とは別の公認会計士に具体的調査を依頼し、外部調査委員会委員の公認会計士が当該調査の結果報告の利用について助言を行うという方法によりました。

(2) 外部調査委員会による調査結果

ア 本件取引の概要

当社は、本年 10 月 28 日、外部調査委員会から調査報告書を受領しました。当該調査報告書によれば、GYL 千葉営業所及び GYL 販売代理店 2 社、並びに照明関連器具の大手販売代理店など、合計 8 社を当事者とした他社製品の架空売買又は架空工事の請負を内容とする本件取引が GYL 千葉営業所の元所長(以下「元所長」といいます。)の指示に基づいて行われていたことが明らかとなっています。

本件取引のうち他社製品の架空売買を内容とする場合、取引の流れは「GYL→X→Y→GYL」となり、また、架空取引であるため、製品の受け渡し自体も存在しません。本件取引の当事者の組み合わせは様々ですが、製品の受け渡しが行われず、帳票だけの取引が一定の当事者間で行われ、最終的に GYL に戻ることになりました。他方、架空工事の請負を内容とする場合も、取引の流れは「GYL→X→Y→GYL」となりますが、架空工事の請負の形をとるのは GYL・X 間の取引のみであり、(Y が工事業者でない限り)X・Y 間及び Y・GYL 間の取引は、製品の架空売買という形をとっていました。この場合の当事者の組み合わせも様々ですが、工事の実施及び製品の受け渡しは行われず、帳票だけの取引が一定の当事者の間で行われ、最終的に GYL に戻ることになりました。

架空売買と架空工事のいずれを内容とする場合であっても、本件取引により、GYL 以外の本件取引の当事者には、約 1%~5%の利益があがる仕組みとなっていました。GYL も、本件取引によって GYL から X に架空の目的物を販売ないし工事を受注することにより、数%の利益があがることとなりますが、実体のない架空取引であることから、GYL は X に販売した目的物を最終的に再び仕入れる形の取引を行うことによって循環の輪を完結させなければならず、しかも GYL は当初 X へ販売した価格よりも高い金額で Y から仕入れることになるため、取引が一巡して GYL に架空取引の目的物が戻ってきた時点においては、必ず GYL に損失が発生していました。

イ 本件取引の関与者

外部調査委員会の調査では、本件取引は、元所長が本件取引の各当事者に指示をして行っていたものであり、当社及び GYL の役員並びに元所長以外の従業員による本件取引への主導的な関与は認められませんでした。

(3) 過年度決算短信等の訂正

当社は、本年 10 月 28 日に受領した外部調査委員会の調査報告書及び外部の公認会計士の調査結果を確認し、本件取引の実態及び本件取引に基づく過年度決算短信等の訂正を行うための調査が十分に実施されたと判断しました。もっとも、当社は、本件取引が長期間にわたり行われていたことから、元所長の作成にかかる本件取引に関する書類の大半が失われていたため、客観的な証拠に基づいて実取引であると確定のできた取引以外は全て実体のない本件取引として取り扱い、過年度決算短信等の訂正を行うことを決定しました。訂正の対象となりましたのは、平成 17 年 3 月期から平成 20 年 3 月期までの決算短信、中間決算短信及び第 1 期・第 3 期四半期財務・業績の概況、並びに平成 21 年 3 月期第 1 四半期決算短信です。

2. 過年度決算訂正の内容

本件取引に関する平成 17 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 2 四半期までの、架空売上高の累計額は 320 億円となり、過年度分を含む連結純利益への影響額は 70 億円（内、過年度分 53 億円、当期分 17 億円）でした。また、GYC 個別決算についても、GYL からの受取配当金の返還及び当社にかかる子会社株式評価損の計上により、純利益影響額は 5 億円（内、過年度分 2 億円、当期分 3 億円）となりました。これらの過年度決算訂正の内容は、別紙 1 のとおりとなります。

第 2 改善措置

1. 不適切な情報開示等を行った原因

本件取引の発生原因としては、(1)元所長が本件取引を開始し、継続した動機としての原因、及び(2)本件取引が長期間継続的に行われ、千葉営業所の売上高等の数値につき不自然な状態が継続していたにもかかわらず、長期間発見することができなかったという当社グループ及び GYL における内部統制システム上の欠陥としての原因、の二つが考えられます。

(1) 元所長による本件取引の開始及び継続の動機

元所長は、当初においては、GYL からの千葉営業所に対する増販要請に応える為に本件取引を開始した可能性は否定できないものの、本件取引を開始後においては、元所長が、①個人としての営業成績において好成績を維持したかったこと、②本件取引が発覚することを防ぐ目的も含めて千葉営業所の閉鎖や自己の千葉営業所からの異動という事態を回避したかったこと、及び、③個人的な利益を

得ようとしたことが、本件取引を長期間にわたり継続した動機の大きな部分を構成していたと推察されます。特に③との関係において、外部調査委員会及び当社の調査によれば、元所長は本件取引によって利益を得ていた取引先の会社社長から多額の現金を借り入れ、現在に至るまで返済していないことが判明しており、このような形で個人的な利得を図る目的があったものと考えられます。

(2) 本件取引が長期間発見されずに見過ごされてしまった原因

本件取引が長期間発見されずに見過ごされてしまった原因としては、GYL のみならず、当社及び当社グループ全体としての内部統制システムに問題があったためであると認識しています。特に内部統制上の問題として以下の点が挙げられます。

ア リスク管理体制の不備及びコンプライアンス意識の欠如

本件取引に関して、①千葉営業所が GYL の他の支店及び営業所のビジネスモデルとは異なる、スルー取引を頻繁かつ大量に行っており、かつ当該事実は GYL 内部において認識があったこと、②特に平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの期間において千葉営業所の売上推移に急激な増加が認められること、③千葉営業所において行われていたかかるスルー取引の目的物のほとんどが照明用デザインポールであり、かつ GYL では千葉営業所において明らかに不自然な量の照明用デザインポールの取引を行っていることを把握していたこと、④GYL の施設照明事業においては千葉営業所以外の拠点で計画を達成することが少なかったこと、⑤千葉営業所の営業に従事する従業員数（千葉営業所において施設照明事業に関する営業に従事する従業員数は、平成 17 年以前は元所長を含め 2 名であり、平成 17 年以降は元所長だけである）とその売上高の比である、従業員 1 名あたりの売上高は明らかに他の支店及び営業所の当該指標と乖離していること、⑥千葉営業所では売上の取消処理、いわゆる赤伝票処理が頻繁に行なわれていたことなど、いくつもの徴候があったことに鑑みれば、当社においても、本件取引について実在性のリスクを認識することが不可能ではなかったと思われるにもかかわらず、結果としてそのようなリスクを明確に認識することができなかった等の点において、当社グループとしてのリスク管理体制は不十分なものでした。また、本件取引当時の GYL 幹部（元社長や元営業部長）は、千葉営業所の売上が他の支店及び営業所に比べて過大であることについて認識し、また、遅くとも平成 18 年 2 月には千葉営業所の業績につき疑義を持ちつつも漫然と本件取引を放置し、具体的調査をせず当社及び GYL の取締役会に当該事実について報告することもしませんでした。したがって、本件取引を実行した元所長もさることながら、上記幹部においても、コンプライアンスに対する意識が欠如

していたといわざるを得ません。

イ モニタリングにおける問題点

(ア)持株会社としての当社による GYL に対するモニタリング、及び(イ)GYL 内部におけるモニタリングに関し、以下の問題点が考えられます。

(ア) 持株会社としての当社による GYL に対するモニタリング

当社グループにおいては、リスクのある会社、事業部門、営業拠点に重点をおいた監査が実施されておらず、また、実施されている監査についても、その実施方法は十分なものではありませんでした。当社には、子会社の業務を監査する部署として監査室があり、GYL に対して毎年内部監査を実施していましたが、形式的な書類の有無の確認にとどまり、取引内容の確認などの実質的な調査を行っていませんでした。加えて、当該内部監査において作成されている内部監査報告書において、千葉営業所における業者選定及び価格交渉についての問題点・改善点が指摘されておりましたが、その後の改善状況についての確認フォローがなされておいませんでした。また、当社財務統括部内の業務指導グループは監査室とは別に内部調査(経理処理の確認及び適正処理を目的とする調査)を実施していましたが、同グループによる調査も証憑類の確認にとどまる不十分なものでした。

(イ) GYL 内部におけるモニタリング

a. GYL の経営陣及び管理職(以下「GYL 幹部」といいます。)によるモニタリングの欠如

GYL 幹部は、千葉営業所へ定期的に訪問する等の適切なモニタリングをほとんど実施していませんでした。特に、元 GYL 社長及び元 GYL 営業部長は、GYL の売上を支えていた千葉営業所に関して不適切な取引の端緒となる事実をいくつも認識し、又は十分認識し得たにもかかわらず、これを漫然と放置していました。このように、GYL の経営陣及び管理職によるモニタリングが有効に機能していませんでした。

b. 他の部署からのモニタリングの欠如

GYL の営業活動をモニタリングするはずの企画部と営業部との間における、営業管理に関する有機的な情報交換やコミュニケー

ションが不足していたため、企画部によって千葉営業所の問題が指摘されることはありませんでした。また、GYL の調達管理グループは資材の伝票管理等を行っており、千葉営業所において他社製品(具体的には照明用ポール)が大量に取引されていることを把握していましたが、何らの調査及び対策も講じませんでした。このように、GYL 内部において、他部署からのモニタリングが有効に機能していませんでした。

c. 営業所内におけるモニタリングの欠如

千葉営業所では、平成 17 年以降は元所長 1 名と管理監督権限のない 1 名の事務担当者のみという人員配置でした。そのため、千葉営業所内において、元所長の行動は事務担当者以外からは監視されない環境となっており、相互牽制が機能しない状態でした。

d. 業務フロー上のモニタリングの欠如

GYL においては、日々の業務に関する社内規則・マニュアル等が存在しないか、又は存在したとしても有効に機能していない状況であり、その結果、GYL 内部における業務管理に以下のような不備が生じていました。

(a) 基本契約書の締結・管理

GYL においては取引先との間の基本契約書の締結・管理が徹底されず、契約書締結の必要性の有無が元 GYL 営業部長の一人により決定されていた等、業務管理方法に不備がありました。

(b) 与信限度額の把握

本件において、債権管理を担当する千葉営業所事務担当者が新規顧客及び継続取引先に対する与信の上限金額を把握していない等、現場レベルの与信管理が有効に機能していませんでした。

(c) 滞留売上債権管理

千葉営業所内における債権管理の役割分担及び方法はマニュアル化されておらず、滞留売上債権管理も適切になされていませんでした。

(d) 買掛金債務に関する取引先からの残高確認書に対する対応

本件においては、取引先から千葉営業所に送付された買掛金債務に関する残高確認書上の金額と、帳簿上の買掛金債務額の異同にかかわらず残高確認書に押印がなされ、それが返送されている等、買掛金債務に関する適正な残高確認手続がなされていませんでした。

(e) 売上計上時期

本取引では、現物の現場への納品又は工事施工がなされていないにもかかわらず、納入先押印済み検収書による仕入検収が行われ、それに伴う売上が計上されていました。

(f) 現物確認の不実施

GYL の業務フローにおいては統計上の数字のみがチェックされており、現物確認が実施されていませんでした。

e. 監査役によるモニタリングの欠如

元 GYL 監査役は一人で多数のグループ会社の監査役を兼任する等、GYL の監査役によるモニタリングが十分に機能する体制ではありませんでした。

ウ 情報収集体制の機能不全

本件においては、不適切な取引の徴候を認識していた者が存在したと思われませんが、それにもかかわらず、当社グループの設置する内部通報制度を利用した報告又は相談は一切なされませんでした。当該内部通報制度には、①頭名で行わなければならないこと、②外部窓口としては法律事務所名・電話番号が記載されているのみであり、担当弁護士個人名や直通電話番号等である旨が記載されていないこと等、内部通報制度の利用促進を減殺する事情があったと思われます。

エ その他の原因

(7) 人事配置の滞留

元所長を 20 年以上にわたり千葉営業所に配属し、配置転換を行わず、不適切な取引の温床を作っていました。

(4) 事業計画、予算管理方法の問題

GYL における予算及び事業計画の策定に関し、現場の現実との乖離が生じていました。

2. 再発防止に向けた今後の改善措置

(1) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の改革

当社グループはこの度の不祥事を深く反省し、今後はコンプライアンス(法令・社内規則の遵守、企業倫理の尊重等)を徹底し、当社グループのコンプライアンス意識を高めるべく以下のような措置を実施いたします。

ア コンプライアンス教育の実施

当社グループの全社員を対象として、コンプライアンスのための教育を定期的実施いたします。外部講師による階層別研修を実施し、当該研修を継続し、教育カリキュラムを体系化する等、より充実したコンプライアンス教育を実施すべく努力を継続いたします。

また、特に企業倫理規準、企業倫理行動ガイドライン及び企業倫理ヘルプラインに重点を置き、当社のコンプライアンスマニュアルを社員に理解しやすい内容にする等の改訂を行った上、当該コンプライアンスマニュアルに関する説明会を当社グループ各社にて実施いたします。

イ コンプライアンス調査

当社グループ全社員を対象としたコンプライアンスに関するアンケート調査を定期的実施することにより、常に社員の意識に触れ、コンプライアンス意識の改革が形骸化しないよう細心の注意を払います。

(2) 当社グループの連結子会社を対象とした内部監査の充実(内部監査の実施方法の厳格化及び問題事項のフォローアップの徹底)

ア 内部統制システムの構築

当社グループでは平成 18 年 10 月 1 日にプロジェクトを立ち上げ、平成 20 年 10 月 1 日にその活動を引き継ぐ形で当社取締役社長直轄の組織である内部統制室を設置し、現在、当社グループ全体の全社的統制や業務プロセス統制における①業務の有効性及び妥当性確保、②財務報告の信頼性維持、③事業活動に関わる適用法令等の遵守、並びに④資産の保全等に鋭意取り組んでおります。この取り組みの中で、特に GYL における内部統制上の重大な欠陥についての改善活動を継続的に行います。なお、具体策については後述する(3)、(4)に記載しております。

イ 監査室の体制強化

当社取締役社長直轄の組織である監査室の体制を強化するため、増員いたします。また、かかる監査室による内部監査においては、従来、被監査部門に対し、監査内容が事前に通知されてきました。しかしながら、今後は、監査当日に対象とする取引案件を提示した上で証憑類の提出を要求するなど、より監査の実効性を高めます。また、内部監査の具体的運用を、証憑類の確認のみならず、現地での現物確認を行うなどにより取引の実在性について確認する運用に改めます。また、内部監査の結果を受けた監査報告書で指摘された事項に関しては、被監査部門に改善計画書の提出を徹底させた上で、当該被監査部門が改善計画書に記載された改善策を適切に実施しているかにつき、フォロー監査を実施いたします。なお、上記監査手法についてはマニュアルを整備した上で運用してまいります。

(3) 当社の経営陣及び子会社管理部署による連結子会社及び孫会社のモニタリング体制並びに当社グループ全体としてのモニタリング体制の構築

ア 当社の経営陣による連結子会社のモニタリング

当社の社長は、月次のグループ事業会議において、当社の連結子会社のうち事業子会社 4 社及び株式会社 ジーエス・ユアサ パワーサプライ（以下「GYP」といいます。）内の 3 事業本部並びにそれらの主管する子会社（以下「孫会社」といいます。）の経営実態を各々の責任者からの報告及びこれに対するヒアリング等の手法によりモニタリングすると共に、月次の個別幹部会において、GYP 内の 3 事業本部及び孫会社の業績・個別重要課題の検討等を行うことにより、経営実態をモニタリングしています。これに加え、今後は月次の個別幹部会において各々の責任者からコンプライアンスリスクの有無を報告させ、各事業本部におけるコンプライアンスリスクの評価及び確認を実施いたします。この点、平成 21 年 2 月を目処に、今回の不適切な取引を行った事業子会社 GYL を消滅会社とし、グループ中核の事業子会社である GYP を存続会社として、吸収合併を行う予定ですが、これにより、GYL を GYP の経営管理の下に配置し、毎月事業部門単位で幹部会を開催し、予算及び事業計画の策定、業績の進捗確認、今後の業績見通し、及び事業での問題点などを確認することにより、より実効性のあるモニタリングを行います。組織の変更内容については、別紙 2-1 及び 2-2 のとおりとなります。

イ 子会社管理部署による連結子会社のモニタリング

当社内の子会社管理部署としては、当社の財務統括部がありますが、本件

取引が発覚する以前から、財務統括部内の業務指導グループにより、事業子会社4社とGYP内の3事業本部の業務に不適切な処理がないか調査していました。業務指導グループでは今後、まず平成20年12月より約1年間(1社あるいは1事業本部あたり約2か月)かけて、証憑類の確認にとどまらず、現地で現物を現実に確認するなど、より実地における調査手法を採用することにより、事業子会社及びGYPの各事業本部における取引実態の実在性を確認いたします。なお、上記調査手法についてはマニュアルを整備した上で運用してまいります。

また、孫会社については、財務統括部内の関係会社管理グループによる業績を中心としたモニタリングを実施し、半期毎に当社の常務会及び取締役会へ結果を報告しております。一方、孫会社を主管する事業子会社及びGYPの各事業本部においては、孫会社より業績の報告を受け、検討を行うための業績検討会を半期毎に実施しております。今後とも、これらの活動を続けてまいります。

ウ 当社グループにおける従業員からの情報の伝達制度の整備

上記2.(1)イのコンプライアンス調査により、能動的に従業員からの情報収集を図るとともに、以下の通り、内部通報制度の見直し及び外部通報制度の導入を行います。

(ア) 内部通報制度

本件においては、GYLの不適切な取引に疑念を有していた従業員が存在していたにもかかわらず、同制度が利用されませんでした。したがって、同制度をより利用しやすい制度に改める必要があり、今後は、①同制度の匿名での利用を認め、また、②外部受付窓口の担当弁護士名と専用電話番号を明記いたします。更に、内部通報制度の存在・利用方法を社内イントラネット掲示板に掲載し、再度当社グループ全社員に周知徹底いたします。

(イ) 外部通報制度

内部通報制度とは別に、当社グループの取引先など社外の第三者が利用可能な外部通報制度を新たに設けます。

エ 人事制度の見直し

(ア) 人事ローテーション

本件取引が、同一職務における長期間の在籍を1つの原因として発生していることに鑑み、GYL(照明事業部門)社員において1つの職場で

同一職務に長期にわたって従事する者については、適時・適切に人事異動を実施いたします(その職務の性質上、他の業務への異動が困難である技術開発職、専門職、特定業務職及び製造職等の業種についても長期滞留人事については留意してまいります)。また、GYL のみならず、当社グループ内の各社においても滞留人事の総点検を行い、原則として滞留人事を認めない人事制度といたします。具体的には、事業子会社及び GYP の各事業本部においては、当社の人事統括部が同一職場、同一職務の履歴管理を行い、その人事データを当該部門長と共有します。その上で、長期滞留者については人事委員会(当社人事担当役員を責任者として、人事重要案件を審議する機関です。)にて管理し、毎年 4 月の定期人事異動時に適切に人事異動を実施いたします。また、孫会社においては、当該会社の人事部門が滞留人事を点検し、適時・適切に人事異動を実施いたします。

(イ) 人事交流の活発化

当社グループの他の事業子会社との人事交流を活発に行い、風通しの良い会社とすべく、企業風土を改善いたします。

オ GYL(照明事業部門)における監視活動の強化

(ア) 当社グループ事業体制の見直し

前述の通り、GYL を消滅会社とし、GYP を存続会社として、平成 21 年 2 月を目処に吸収合併を実施いたします。これにより、GYL を照明事業部門として GYP の経営管理下に置き、毎月開催される事業部門単位における幹部会において予算及び事業計画の策定・業績の進捗確認・今後の業績見通し・事業での問題点等を定期的に確認・改善いたします。

(イ) 他の部署からのモニタリングの強化

GYL においては自社生産品と併せて販売するポール等の他社製品を購入した場合、購入品を GYL の工場や倉庫に受け入れることなく、製造元から現場へ直送されることが大半であり、現物チェックは実施されていませんでした。しかしながら、今後は調達管理グループが出荷前に製造元へ出向き、立会検査を実施し、あるいは製造元からの出荷後に当該営業部門以外の部門が現地において現物確認を実施し、売上計上についてもかかる現物確認を終了した時点で行うことといたします。更に、現物の写真撮影を行い、確認者がサインした上で当該物件の他の証憑類とともに記録保管いたします。かかる措置は GYL が GYP に吸収合併された後も照明事業部門における改善策として引き続き実施いたしま

す。なお、当該措置についてはマニュアルを整備し運用してまいります。

(ウ) 各営業所内におけるモニタリングの強化

不適切な取引を行った GYL 千葉営業所は、元所長と女性社員の 2 名体制の営業拠点であり、相互牽制体制が機能しませんでしたので、今後は当社グループ各社の営業拠点の最小人員単位を 3 名といたします。かかる措置は GYL が GYP に吸収合併された後も照明事業部門における改善策として引き続き実施いたします。実施後は、事業子会社及び GYP の各事業本部においては、当社人事統括部が毎年 4 月の定期人事異動時に営業拠点の最小人員を点検し、営業拠点における 3 名以上体制を確実に維持いたします。また、孫会社においては、当該会社の人事部門が同様に点検し、営業拠点における 3 名以上体制を確実に維持いたします。

(エ) 業務フロー上におけるモニタリングの強化(購入再販品のみの取引の禁止)

GYL においては、平成 20 年 10 月より、自社生産品を含まない、購入再販品のみの仕入・販売の取引は禁止いたしました。更に、今後は購入再販品のみでの取引ができないことを担保するための社内ルールを作成の上、運用を徹底いたします。かかる措置は GYL が GYP に吸収合併された後も照明事業部門における改善策として引き続き実施いたします。

(4) 連結子会社における規程及びマニュアルの整備及び運用の改善

ア GYL(照明事業部門)における規程及びマニュアルについて

(ア) 与信管理マニュアル

平成 20 年 4 月に制定し、与信管理や回収管理について定めていますが運用できておりませんでした。内容を見直した上で、確実な運用を実施いたします。かかる措置は GYL が GYP に吸収合併された後も照明事業部門における改善策として引き続き実施いたします。

(イ) GYL(照明事業部門)の業務分掌規則及び職務権限規則

資材購入品の担当部署、決定権限者を明確にいたします。また、営業各拠点に対する管理・監督を厳格にいたします。かかる措置は GYL が GYP に吸収合併された後も照明事業部門における改善策として引き続き実施いたします。

イ GYL(照明事業部門)以外の事業子会社、GYP の事業本部及び孫会社における
規程及びマニュアルの整備及び運用の改善

(ア) 売上債権管理規程、与信管理マニュアル等

GYL(照明事業部門)以外の事業子会社及び GYP の事業本部においても、
GYL 同様に、与信管理や回収管理について定めた規程、マニュアル類の内
容を見直した上で、確実な運用を実施いたします。なお、孫会社につ
いてもそれらを主管する事業子会社及び GYP の事業本部の規程等を展
開し、運用してまいります。

(イ) 業務分掌規則、職務権限規則

GYL(照明事業部門)以外の事業子会社及び GYP の事業本部においても、
GYL 同様に、資材購入品の担当部署、決定権限者を明確にし、営業各拠点
に対する管理・監督を厳格にいたします。なお、孫会社についてもそ
れらを主管する事業子会社及び GYP の事業本部の規則等を展開し、運
用してまいります。

3. 各改善措置の実施スケジュール

(1) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の改革

- ・ 階層別コンプライアンス研修

平成 21 年 3 月末までに実施完了予定であり、その後も継続的に実施予
定。

- ・ コンプライアンスマニュアルの改訂

平成 21 年 1 月までに改訂予定。

- ・ コンプライアンス調査

平成 20 年 10 月以降、最低半年に一度の割合で実施予定。

(2) 当社グループの連結子会社を対象とした内部監査の充実

- ・ 監査室の増員

平成 20 年 10 月に 1 名増員実施済み(今後更なる増員を検討)

- ・ 監査手法の改善と厳格化(監査手続マニュアルの整備及び運用改善を含
む。)

平成 21 年 3 月までに整備予定。

(3) 当社の経営陣及び子会社管理部署による連結子会社及び孫会社のモニタリング体
制並びに当社グループ全体としてのモニタリング体制の構築

- ・ 業務指導グループによる取引の実在性確認等
平成 20 年 12 月から実施予定。
 - ・ GYL 及び GYP の吸収合併
平成 21 年 2 月に実施予定。
 - ・ 内部通報制度の改善
平成 21 年 1 月に実施予定。
 - ・ 外部通報制度の導入
平成 21 年 1 月に実施予定。
 - ・ 人事ローテーションの導入
GYL(照明事業部門)につき平成 21 年 1 月から実施予定。
当社グループ全体として平成 21 年 4 月から実施予定。
 - ・ GYL(照明事業部門)における現物確認等
平成 20 年 10 月より実施済み。
 - ・ 当社グループ各社の営業拠点の最小人員単位(3名)の変更
平成 21 年 1 月より実施予定。
 - ・ GYL(照明事業部門)における購入再販品のみの取引禁止
平成 20 年 10 月より実施済み。
- (4) 連結子会社における規程及びマニュアルの整備及び運用の改善
- ・ GYL(照明事業部門)の規程及びマニュアルの整備及び運用
平成 21 年 1 月までに見直し予定。
 - ・ GYL(照明事業部門)以外の事業子会社及び GYP の事業本部における規程及びマニュアルの整備及び運用
平成 21 年 3 月までに見直し予定。
 - ・ 上記規程及びマニュアルの孫会社への展開
平成 21 年 4 月より展開予定。

4. 関係者の処分

当社は今回の事案を重く受け止め、以下のとおり関係者の処分を行うことといたしました。

- (1) 本件取引の実行行為者(GYL 千葉営業所元所長)
懲戒解雇(平成 20 年 10 月 30 日付)
- (2) GYL 役員
- ・ 代表取締役社長 前野 秀行
取締役を辞任いたしました(平成 20 年 11 月 14 日付)。
 - ・ 専務取締役 奈良 勇二

取締役を辞任いたしました(平成20年11月14日付)。

(3) 当社取締役

子会社の不適切な取引により過年度決算及び当期業績修正に至った責任を重く受け止め、以下の通り報酬を返上いたします(いずれも平成20年11月25日より実施)。

・ 代表取締役会長	秋山 寛	報酬月額 20%を3ヶ月減額
・ 代表取締役社長	依田 誠	報酬月額 20%を3ヶ月減額
・ 代表取締役副社長	上田 温之	報酬月額 20%を3ヶ月減額
・ 専務取締役	中村 正昭	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 常務取締役	前野 秀行	報酬月額 30%を3ヶ月減額
・ 常務取締役	小野 勝行	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 常務取締役	椎名 耕一	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 取締役	北村 昇	報酬月額 10%を3ヶ月減額

(4) 当社監査役

子会社の不適切な取引により過年度決算及び当期業績修正に至った責任を重く受け止め、以下の通り報酬を返上いたします(いずれも平成20年11月25日より実施)。

・ 常勤監査役	楠山 俊輔	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 常勤監査役	植村 茂夫	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 常勤監査役	清水 正	報酬月額 10%を3ヶ月減額
・ 非常勤監査役	藤井 勲	報酬月額 10%を3ヶ月減額

5. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社の開示していた過年度の決算公表数値が不適切な会計処理によるものであったため、株主、投資家並びに各関係者にご迷惑をおかけしたとともに、株式市場の信頼を損ねる結果になったことにつき、上場企業としての重大な責任があると反省するとともに、深くお詫び申し上げます。今後は、二度と本件のような不適切な会計処理が発生しないように、上記の通りの関係役員の厳正な処分を行うとともに、再発防止策を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存です。

以 上

別紙 1

I. 過年度決算の訂正

1. 連結およびGYC個別決算 平成17年3月期～平成20年3月期

(単位:百万円)

		連結決算			GYC個別決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第1期 平成17年3月期	売上高	239,696	234,293	△ 5,402	5,002	5,002	0
	営業利益	1,191	876	△ 314	1,684	1,684	0
	経常利益	26	△ 287	△ 314	1,777	1,777	0
	税引前当期純利益	△ 5,467	△ 8,089	△ 2,622	1,688	1,688	0
	当期純利益	△ 14,732	△ 17,354	△ 2,622	982	982	0
第2期 平成18年3月期	売上高	243,428	235,137	△ 8,291	6,099	6,074	△ 25
	営業利益	5,652	5,179	△ 472	2,617	2,592	△ 25
	経常利益	5,099	4,626	△ 472	3,101	3,075	△ 25
	税引前当期純利益	1,358	885	△ 472	2,879	2,854	△ 25
	当期純利益	598	125	△ 472	1,865	1,840	△ 25
第3期 平成19年3月期	売上高	260,732	253,598	△ 7,134	4,233	4,225	△ 8
	営業利益	6,789	6,343	△ 446	1,927	1,919	△ 8
	経常利益	5,517	5,070	△ 446	2,289	2,281	△ 8
	税引前当期純利益	3,062	2,062	△ 999	2,095	2,087	△ 8
	当期純利益	4,130	3,131	△ 999	1,939	1,931	△ 8
第4期 平成20年3月期	売上高	312,012	303,727	△ 8,285	2,700	2,500	△ 200
	営業利益	12,384	11,891	△ 493	335	135	△ 200
	経常利益	9,946	9,453	△ 493	971	771	△ 200
	税引前当期純利益	4,491	3,280	△ 1,211	740	540	△ 200
	当期純利益	2,670	1,459	△ 1,211	676	476	△ 200

2. 連結およびGYC個別中間決算 平成17年3月期～平成20年3月期

(単位:百万円)

		連結決算			GYC個別決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第1期 平成17年3月期 (中間期)	売上高	111,277	108,807	△ 2,470	2,221	2,221	0
	営業利益	△ 2,345	△ 2,484	△ 138	638	638	0
	経常利益	△ 3,020	△ 3,158	△ 138	531	531	0
	税引前当期純利益	△ 4,500	△ 6,181	△ 1,681	472	472	0
	当期純利益	△ 10,052	△ 11,733	△ 1,681	262	262	0
第2期 平成18年3月期 (中間期)	売上高	112,553	108,701	△ 3,851	3,212	3,186	△ 25
	営業利益	△ 708	△ 930	△ 222	1,492	1,467	△ 25
	経常利益	△ 894	△ 1,117	△ 222	1,800	1,775	△ 25
	税引前当期純利益	1,338	1,116	△ 222	1,666	1,641	△ 25
	当期純利益	556	334	△ 222	1,232	1,207	△ 25
第3期 平成19年3月期 (中間期)	売上高	120,750	117,104	△ 3,646	2,873	2,865	△ 8
	営業利益	1,122	913	△ 208	1,736	1,728	△ 8
	経常利益	1,099	891	△ 208	1,876	1,868	△ 8
	税引前当期純利益	△ 470	△ 711	△ 240	1,772	1,764	△ 8
	当期純利益	995	755	△ 240	1,622	1,614	△ 8
第4期 平成20年3月期 (中間期)	売上高	137,668	133,997	△ 3,670	1,635	1,435	△ 200
	営業利益	△ 705	△ 910	△ 205	483	283	△ 200
	経常利益	△ 1,551	△ 1,756	△ 205	856	656	△ 200
	税引前当期純利益	△ 1,333	△ 1,538	△ 205	807	607	△ 200
	当期純利益	△ 1,635	△ 1,840	△ 205	805	605	△ 200

3. 連結第1四半期決算 平成21年3月期

(単位:百万円)

		連結決算		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
第5期 平成21年3月期 (第1四半期)	売上高	71,724	69,582	△ 2,142
	営業利益	2,499	2,301	△ 197
	経常利益	3,347	3,149	△ 197
	税引前当期純利益	2,538	1,934	△ 603
	当期純利益	1,765	1,161	△ 603

II. 当期業績への影響

平成21年3月期の連結業績予想と本件取引による影響額は以下の通りです。

1. 連結業績予想 平成21年3月期

(単位:百万円)

		連結業績予想
第5期 平成21年3月期	売上高	300,000
	営業利益	13,000
	経常利益	12,000
	当期純利益	4,000

※平成20年11月14日発表

2. 本件取引による影響額

上記業績予想のうち本件取引に関する影響額は以下の通りです。

[連結業績]

(単位:百万円)

	当 期	過 年 度	影響額の累計
	平成21年3月期	平成17年3月期 ～平成20年3月期	
売上高	△ 2,928	△ 29,112	△ 32,040
営業利益	△ 279	△ 1,725	△ 2,004
経常利益	△ 279	△ 1,725	△ 2,004
当期純利益	△ 1,755	△ 5,304	△ 7,060

[GYC個別業績]

(単位:百万円)

	当 期	過 年 度	影響額の累計
	平成21年3月期	平成17年3月期 ～平成20年3月期	
売上高	△ 95	△ 233	△ 328
営業利益	△ 95	△ 233	△ 328
経常利益	△ 95	△ 233	△ 328
当期純利益	△ 302	△ 233	△ 535



